附則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(銀行における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第二条当分の間、 同表の中欄に掲げる字句は、 七条第五項、第百六十五条第五項、 が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条及び次条において「新銀行告示」という。)第七十九条第二項及び第三項、第百五十 第●条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況 同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 第二百六十条第二項並びに第二百七十条の七第一項の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる規定中

第百五十七条第五項	第七十九条第三項	第七十九条第二項
」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。 部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項 これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内 これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内 にかいて、 第二項及び第三項を除く。)から第七十 第七十九条(第二項及び第三項を除く。)から第七十	において、前項各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場合標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ	にあっては、次の各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場合標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ
格付手法採用行」と読み替えるものとする。等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この第七十九条から第七十九条の四までの規定は、事業法人	標準的手法採用行が	標準的手法採用行は

同章の規定中	中同章(第七十九条第二項及び第三項を除く。)の規定	第二百七十条の七第一項
内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。 この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「 第七十九条から第七十九条の四までの規定を準用する。	第七十九条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十九条(第二項及び第三項を除く。)から第七十十条	第二百六十条第二項
付手法採用行」と読み替えるものとする。 合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場第七十九条から第七十九条の四までの規定は、リテール	格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」 北らの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部 れらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部 がキーのEADについて準用する。この場合において、こ がキーのEADについて準用する。この場合において、こ が表の三の六までの規定は、リテール向けエクスポー 第七十九条(第二項及び第三項を除く。)から第七十	第百六十五条第五項

次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって ヤーのEADとすることができる。 より算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージ 新銀行告示第七十九条の四に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、 内部格付手法採用行である銀行は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取 新銀行告示第百五十七条各項の規定に

野目=√ (Tm/10)

14「附則第二条第二項」と、回風紙―中中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とある 新銀行告示第七十九条の三第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中 「ネッティング・セット 正営業日」と読み替えるものとする。 「前項」とあるの

3 適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポー 前項の規定は、内部格付手法採用行である銀行が、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の

(銀行における適格中央清算機関に係る経過措置)

ジャーのEADを算出する場合について準用する

改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため 当分の間、 (次項及び附則第十四条第二項において「旧銀行告示」という。)第一条第七号の三に定めるところによる。 新銀行告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、 新銀行告示第一条第七号の三の規定にかかわらず、 第●条の規定による

ては、旧銀行告示第二百七十条の八の規定により算出するものとする 当分の間、新銀行告示第二百七十条の八の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっ

(銀行持株会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

規定の適用については、 という。)第五十七条第二項及び第三項、 する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条及び次条において「新持株告示」 当分の間、 第●条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第百三十五条第五項、 第百四十三条第五項、第二百三十八条二項並びに第二百四十八条の七第 同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

		第五十七条第二項
ない場合にあっては	、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当し	標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ
		標準的手法採用行は

標準的手法採用行がと読み替えるものとする。 標準的手法採用行」と読み替えるものとする。 標準的手法採用行」と読み替えるものとする。 標準的手法採用行」と読み替えるものとする。
--

第二百四十八条の七第一項	
中同章(第五十七条第二項及び第三項を除く。)の規定	0
同章の規定中	

当たって新持株告示第五十七条の四に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、 の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エク る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に 内部格付手法採用行である銀行持株会社は、 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係 当分の間、 新持株告示第百三十五条各項

↑ □ = √ (1m/10

スポージャーのEADとすることができる。

Tm/は、新持株告示第五十七条の三第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「斒呯」とあるの 14「附則第四条第二項」と、回風第一中中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とある 「ネッティング・セット 正営業日」と読み替えるものとする。

3 クスポージャーのEADを算出する場合について準用する。 参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エ 前項の規定は、内部格付手法採用行である銀行持株会社が、リテール向けエクスポージャーであって、 自己が直接清算参加者として間接清算

(銀行持株会社における適格中央清算機関に係る経過措置)

第五条 改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本 充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次項において「旧持株告示」という。)第一条第七号の三に定めるところによる。 当分の間、新持株告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、新持株告示第一条第七号の三の規定にかかわらず、第●条の規定による 新持株告示第二百四十八条の八の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当た

旧持株告示第二百四十八条の八の規定により算出するものとする。

(信用金庫及び信用金庫連合会における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第六条 当分の間、第●条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及 とする。 び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条及び次条にお 十条の八第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるもの いて「新信金告示」という。)第七十三条第二項及び第三項、第百五十六条第五項、第百六十四条第五項、 第二百六十条第二項並びに第二百七

第百六十四条第五項	第百五十六条第五項	第七十三条第三項	第七十三条第二項
第七十三条(第二項及び第三項を除く。) から第七十	」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ては信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合におい標準的手法採用金庫は、前項各号に掲げる信用金庫又	てはは信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合にあっは信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合にあっ標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる信用金庫又
第七十三条から第七十六条までの規定は、リテール向け	付手法採用金庫」と読み替えるものとする。 において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合第七十三条から第七十六条までの規定は、事業法人等向	標準的手法採用金庫が	標準的手法採用金庫は

同章の規定中	中一同章(第七十三条第二項及び第三項を除く。)の規定	第二百七十条の八第一項
部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。 場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内第七十三条から第七十六条までの規定を準用する。この	第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十	第二百六十条第二項
手法採用金庫」と読み替えるものとする。 手法採用金庫」と読み替えるものとする。 エクスポージャーのEVDについて準用する。この場合に	五条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャ エクスポーのEADについて準用する。この場合において、これら おいて、とあるのは「内部格 手法採用の規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格 手法採用をあるのは「内部格 手法採用をあるのは「内部格 手法採用をあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	

2 ることができる。 EAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとす 示第七十六条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新信金告示第百五十六条各項の規定により算出した 行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新信金告 内部格付手法採用金庫は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を

掛目=√ (Tm/10)

Tmは、新信金告示第七十五条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「福쯵」とあるのは「

附則第六条第二項」と、回過第一中中「ネッティング・セット 二十営業日」とめり、及び「ネッティング・セット 「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。 十営業日」っ
を
め
の
は

3 EADを算出する場合について準用する。 清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央

(信用金庫及び信用金庫連合会における適格中央清算機関に係る経過措置)

第七条 当分の間、新信金告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、新信金告示第一条第七号の三の規定にかかわらず、第●条の規定による 等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次項において「旧信金告示」という。)第一条第七号の三に定 めるところによる。 改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産

ては、旧信金告示第二百七十条の九の規定により算出するものとする。 当分の間、新信金告示第二百七十条の九の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっ

(信用協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置

に掲げる字句と読み替えるものとする。 十六条第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 基準(以下この条及び次条において「新信組告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第百三十二条第五項、 に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための 当分の間、 第●条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定 第百四十条第五項、第二百三 同表の下欄

		第五十条第二項
あっては	掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合に	標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に
		標準的手法を採用する信用協同組合等は

 第	第	第	第
第二百三十六条第二項	第百四十条第五項	第百三十二条第五項	第五十条第三項
れらの規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等条の六までの規定を準用する。この場合において、こ第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二	第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャー条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーを読み替えるものとする。	第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二年のEADについて準用する。この場合において、これらあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と表の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの表面に対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	おいて掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合に標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項各号に
とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場	替えるものとする。 替えるものとする。 替えるものとする。 替えるものとする。 がて、「標準的手法を採用する信用協同組合等」と読み がて、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とある がて、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とある がある。この場合にお	第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向け第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けの対し、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあ	標準的手法を採用する信用協同組合等が

	」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合	と読み替えるものとする。
	等」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第	
	一項」と読み替えるものとする。	
第二百四十六条の六第一項	同章(第五十条第二項及び第三項を除く。)の規定中	同章の規定中

当たって新信組告示第五十三条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、 ージャーのEADとすることができる。 定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポ る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポ 当分の間、 新信組告示第百三十二条各項の規 当該EADの算出に ージャーに係

掛目=√ (Tm/10)

Tmは、新信組告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「福慄」とあるのは「 附則第八条第二項」と、回過第一型中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 「ネッティング・セット 正営業日」と読み替えるものとする 十営業日」 かめめのは

3 クスポージャーのEADを算出する場合について準用する。 参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エ 前項の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が、リテール向けエクスポージャーであって、 自己が直接清算参加者として間接清算

(信用協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置)

第九条 改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、 組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次項において「旧信組告示」と 当分の間、 新信組告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、 新信組告示第一条第七号の三の規定にかかわらず、第●条の規定による 信用協同組合及び信用協同

いう。)第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、 旧信組告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。 新信組告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当た

(最終指定親会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置

基準を定める件(以下「旧最終指定親会社告示」という。)第四十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。) その子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための 場合を含む。)の規定にかかわらず、最終指定親会社は、カレント・エクスポージャー方式 項(新最終指定親会社告示第百三十四条第五項、第百四十二条第五項、第二百三十八条第二項及び第二百四十八条の七第一項において準用する 等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(以下「新最終指定親会社告示」という。)第四十六条第 を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、最終指定親会社は 全ての派生商品取引について、SA-CCRを用いて与信相当額を算出することができない。 、第●条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人 (第●条の規定による改正前の最終指定親会社及び

四十九条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。 合には、 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が、直近の算出基準日においてSA-CCRを用いて派生商品取引の与信相当額を算出している場 あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は新最終指定親会社告示第

2

3 前二項の規定は、 最終指定親会社は、 新最終指定親会社告示第四十六条第二項に規定する長期決済期間取引の与信相当額の算出について準用する。この場合にお 派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる

三款の規定により算出するものとする。 ポージャー方式を使用し、 最終指定親会社が包括的手法を適用する場合であって、先渡、 かつ、 適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、 スワップ及びオプション等の派生商品取引について、 当分の間、 旧最終指定親会社告示第三章第六節第 カレント・エクス

るものであるときは、 方式を使用し、 最終指定親会社が簡便手法を適用する場合において、先渡、 当分の間 適格金融資産担保を用いるときに、当該適格金融資産担保が旧最終指定親会社告示第九十二条第三号及び第四号に掲げ 同条第三号及び第四号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。 スワップ及びオプション等の派生商品取引について、 カレント・エ クスポ ージャ

標準的手法採用最終指定親会社は、 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに

第百十五条の二の規定により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。この場合において、 係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポ 十四条第一号の合計額の算出に当たっては、当該信用リスク・アセットの額を用いるものとする。 ャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引(以下「清算取次ぎ等」という。)を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード ャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポ エクスポージャーについて、 与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当分の間、 新最終指定親会社告示第 旧最終指定親会社告示

取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、 エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることが てカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、 内部格付手法採用最終指定親会社は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算 新最終指定親会社告示第百三十四条各項の規定により算出したEAD(当該 当該EADの算出に当たっ

掛目=√ (Tm/10)

3

Tmは、新最終指定親会社告示第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中 あるの/a 「附則第十二条第二項」 「ネッティング・セット 五営業日」と読み構みるものとする。 と、回風新一中日「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 「前 十営業日 項」 \sim

適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポ 前項の規定は、 ジャーのEADを算出する場合について準用する。 内部格付手法採用最終指定親会社が、 リテール向けエクスポージャーであって、 自己が直接清算参加者として間接清算参加

信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値を、 る標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額を算出するときは、 最終指定親会社がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合において、新最終指定親会社告示第二百四十八条の三第一項に規定す 当分の間、 取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出した額とす 同項の算式におけるEADiでは、 包括的手法を使用する場合の

2 前項の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

(割引現在価値) = (与信相当額) ×(1-EXP(-0.05×M;))/(0.05×M;)

M.は、新最終指定親会社告示第二百四十八条の三第一項に規定するM.

3 することができる。 間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレ ード・エクスポージャーに係るEADi totalを算出するときは、第一項に規定する額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEADi totalと

掛目=√ (Tm/10)

Tmは、新最終指定親会社告示第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中 14 「附則第十三条第三項」と、回過※一中日「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 「前項」とあるの 十営業日」とめ

(最終指定親会社における適格中央清算機関に係る経過措置)

めのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み構込めものとする。

第十四条 当分の間、新最終指定親会社告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、新最終指定親会社告示第一条第七号の三の規定にかかわら ず、旧最終指定親会社告示第一条第七号の三に定めるところによる。

算出に当たっては、 当分の間、 新最終指定親会社告示第二百四十八条の八の規定にかかわらず、 旧銀行告示第二百七十条の八の規定により算出するものとする。この場合において、「銀行」とあるのは「最終指定親会社 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の

と読み替えるものとする。